

1 行政・市民・事業者・団体等の役割

本指針の基本理念「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現“互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくれます”」に基づき、行政はもとより、市民、事業者・団体にも次のような役割が期待されています。

（１）行政の役割

- ・人権尊重社会の実現に向けて、市の事務事業や施設において率先的に人権を尊重した取組を推進します。
- ・人権尊重社会の実現に向けて、地域で教育・啓発を推進するとともに、市民・事業者等の取組を支援します。
- ・行政、市民、事業者・団体等の連携・協働により、人権尊重社会の実現を図れるよう、市の方向性を示すとともに、体制整備を図ります。
- ・具体的な人権問題が生じた場合には、市民、事業者・団体及び関係機関との連携のもと、問題解決に向けて取り組みます。

（２）市民に期待される役割

- ・人権について正しい知識を学びましょう。
- ・人権問題を自分も関わる身近な問題として受けとめましょう。
- ・身近なところで、人権問題に気付いたら、市等の公的な相談窓口連絡しましょう。
- ・市の人権施策や事業者・団体等の人権課題に関する取組に協力しましょう。
- ・人権侵害を受けた場合は、一人で悩まないで、家族、友人等に相談するなど、適切な相談窓口相談しましょう。

（３）事業者・団体等に期待される役割

- ・地域社会の一員として人権に関する理解向上を図りましょう。
- ・職場や地域等身近なところから人権問題への理解を広げましょう。
- ・身近なところで、人権問題に気付いたら、市等の公的な相談窓口連絡しましょう。
- ・市の人権施策や他の事業者・団体等の人権課題に関する取組に協力しましょう。

2 人権施策の推進体制

人権尊重のまちづくりにおいては、地域全体での取組が必要です。行政、市民、事業者等それぞれが本指針の基本理念に基づいて人権への理解を深め、行動や取組を実践していくように、庁内体制及び、市民・事業者等との連携・協働体制を整備します。

(1) 人権施策推進協議会

市民、事業者、福祉・人権等の各団体で組織する「人権施策推進協議会」を設置し、高度化、多様化・複雑化する本市の人権問題について、市民の立場から施策ニーズや施策の方向性等を協議します。また、庁内人権施策推進会議と並行して市民側の立場から、市内の人権問題等や本市の人権施策の全体的な方向性や本指針の内容等について点検・協議を行います。

(2) 人権施策推進会議

人権問題が高度化、多様化・複雑化しているため、専門的な対応と、総合的な対応の両方が求められます。そこで、総合的な対応に向けて庁内横断的な連携体制の充実を図ります。

この一環として、庁内横断的連携の中核的役割を担う「人権施策推進会議」を設置し、多様化・複雑化する人権問題に対して総合的な対応を図るとともに、市民意向調査等を踏まえて市内の人権問題等を把握し、本市の人権施策の全体的な方向性や本指針の内容等についても点検・協議を行います。

(3) 市民、事業者・団体等との連携・協働体制

人権問題の解決に向けては、日常生活の中で偏見や差別をなくし、互いに尊重しながら人権を意識していくことが重要となります。このため、行政だけではなく、地域全体で人権意識の向上に取り組んでいく必要があります。そこで、市民一人一人が、人権を日常生活の問題として、自ら考え、学び、行動できるようにしていくため、地域社会、団体、学校、事業者と連携・協働して、人権問題の周知、人権に関する教育・啓発を実施します。実施に当たっては、街頭でのイベント・キャンペーン、学校での授業や活動、地域での集会や学習会、職場での研修等、多様な機会や場面を有効に活用します。